

議案第41号

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例の一部改正について

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年6月5日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、旅館業法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例（平成18年北名古屋市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。